

令和4年9月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月20日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 岩瀬 清 君	3番 瀧口 和男 君
4番 長田 悟 君	5番 戸坂 健一 君	6番 渡辺 ヒロ子 君
7番 狩野 光一 君	8番 久我 恵子 君	9番 佐藤 啓史 君
10番 岩瀬 洋男 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 寺尾 重雄 君	14番 末吉 定夫 君	15番 岩瀬 義信 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
企 画 課 長 高 橋 吉 造 君	財 政 課 長 軽 込 一 浩 君
消 防 防 災 課 長 神 戸 哲 也 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 岩 瀬 由美子 君	高 齢 者 支 援 課 長 渡 邊 治 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 大 森 基 彦 君	会 計 課 長 鈴 木 和 幸 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 渡 邊 弘 則 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 植 村 仁 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

令和4年9月20日（火） 午前10時開議

○議長（末吉定夫君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

一 般 質 問

○議長（末吉定夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。

最初に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔9番 佐藤啓史君登壇〕

○9番（佐藤啓史君） おはようございます。令和4年9月定例議会、一般質問、トップで登壇しました会派新政かつらの佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

冒頭、去る7月12日、土屋元市長が入院先の亀田病院にて急逝されました。志半ばで御逝去された土屋元前市長に対し、哀悼の意を表するとともに、これまでの御功績に対し、衷心より感謝を申し上げます。

また、土屋元市長の急逝に伴う、先月28日投開票の市長選挙において当選されました照川由美子市長に対し、祝意を申し上げるとともに、勝浦市政のかじ取り役として、その実力を遺憾なく発揮されるよう望みます。これから、議会において、勝浦市の明るい未来のための建設的かつ前向きな実りのある議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、このたびの市議会議員補欠選挙において御当選されました4名の議員の皆様、これからどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問をいたします。今回は大きく3点について質問をいたします。

1点目は、市長の政治姿勢についてであります。

今回の市長選挙中に新聞折り込みされた選挙公報及び法定ビラでは、照川市長は「安心して産み、育ち、暮らせる環境を！」を第1のスローガンに掲げ、子ども・盛年・幸齢者——このコウレイシャは幸せな齢の者と書いた幸齢者——幸齢者が元気に暮らせるまちづくりとして、第1に「子どもの未来を拓く」、第2に「豊かな自然を生かす」、第3に「住みよさを実感できる」の3つのテーマに分け、市長公約と言える各事業が列記されておりました。その各事業は、照川市長が議員当時に議会で提案、要望されていたものが多く感じました。

また、選挙前に御自身の支援者向けに配布されたリーフレットでは、市民一人一人のために「やさしい市政の実現」という第1のキャッチコピーが使用されており、「やさしい市政」というキーワードを使用されたことが、照川市長らしいなというふうに感じました。

また、そのリーフレットでは、目指す勝浦市の姿として、第1に「子育てがしやすいまち」、第2に「海と山の自然を守り、生かすまち」、第3に「生きる幸せと住みやすさを感じるまち」を目指して、全力投球しますとあります。

そこでお聞きします。まずは市長の政治姿勢について、今回は就任後、2週間後の議会であることも踏まえ、総体的な質問となります。また、議会初日での所信表明もあり、多少質問と答弁がダブるかと思いますが、照川市長の描く勝浦市の未来予想図をお聞きいたします。

次に、勝浦中学校生徒の通学について、お聞きします。

勝浦中は、平成29年4月に勝浦中、興津中、北中の3校が統合、新生勝浦中学校として今年で6年目を迎えました。そこで、生徒の通学に関して、2点についてお聞きします。

1点目には、通学手段別の生徒数についてお聞きします。

2点目には、バス通学の生徒への通学費補助についてであります。3校の統合により、路線バス通学をする生徒に対しては、バス通学の補助をしています。一方で、統合前から路線バス通学をしている生徒に対しては、バス通学の補助はされていません。

このことについては、平成28年12月議会の質疑において、当時の藤平教育長に対し、補助する、しないの合理的な理由と整合性が見いだせないことから、その見直しについてお聞きしたところ、「検討の余地あり」との答弁をいただいておりますが、6年たった今も、何ら変更がされていません。

そこで、統合前からバス通学をしている地域に居住する生徒へのバス通学の補助を再度、要望するものでありますが、教育長の御見解をお聞きします。

次に、3点目として、市内在住の高校生への通学費の補助についてお聞きします。

もともと勝浦市には県立勝浦若潮高校がありました。その歴史は古く、1901年に勝浦水産補習学校が開校した後、幾度か校名が変わり、1966年には県立勝浦高校、2005年には、御宿高校との合併により、総合学科の勝浦若潮高校となりましたが、生徒数の減少により、2015年には、大原高校、岬高校との3校統合により、勝浦若潮高校は大原高校若潮キャンパスとなり、2017年3月には若潮キャンパスも閉鎖となりました。

一方で、来春には元郁文小学校跡地に成美学園高校が開校します。通信制高校とはいえ、通学枠150名の高校であり、eスポーツやIT、企業支援などの特色あるカリキュラムを実施する成美学園高校の開校は今後、市内の子どもたちにとって、高校進路の選択肢が広がることになるとともに、成美学園高校の開校を起爆剤として、照川市長が先頭に立ち、教育による地方創生に邁進していただきたいと思います。

とはいえ、現在、市内在住の高校生は、全員が市外の高校に進学しています。また、かつては夷隅郡内に6校あった高校も、現在は大多喜高校と大原高校の2校となり、隣接する安房地域、長生地域はもとより、君津・木更津・市原から千葉市内の高校に通学している生徒も少なくはありません。

このことは、遠距離通学する高校生が多くいることであり、定期代が高額になっており、保護者の経済的負担増、またJRのダイヤ改正やワンマン運転の運行など、勝浦市内の高校生の通学課題が、今後も増えてくることが予想されます。

あまり知られていないことかと思いますが、高校進学を機に、家族ごと市外に転居されているケースも見受けられます。

そこで、まずは市内在住の高校生の通学費の補助をすることで、保護者の経済的な支援をしていただけないかとの提案であります。市長の見解をお伺いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） 全国各地、台風14号で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げ、早速、ただいまの佐藤議員の一般質問、政治姿勢についてお答えをします。

自身の描く勝浦市の未来予想図についての御質問です。

まずは、世界が平和を取り戻し、コロナ感染症が終結に向かって、人々の交流が活発に行われている様子が期待されます。

本市の現状の第1は、急速な人口減少が挙げられます。現在、1万6,000人台の人口は、8年後には、1万3,000人台を保てるかどうかと予想がされておりますが、関係人口の増加を図り、夏涼しく冬暖かい勝浦に、都会から移住する方々が増えていく状況を生み出していきたいと願っています。

令和5年度から令和16年度を目標とする新たな総合計画の基本構想をもとに、安心して産み、育ち、暮らせる環境を目指し、子ども・若者・高齢者、誰もが元気に暮らせるまちづくりを推進。その施策の概略は所信表明で申し上げたとおりですが、絞って申し上げます。

子どもの未来を拓く視点。

子どもの誕生から中学卒業までの子育て一本化を図るため、令和6年度、（仮称）こども未来課を創設。仕組みの改変と、教育姿勢・内容を検討、勝浦独自の郷土色を打ち出していきます。

国際武道大学や日本武道館、目黒学園や豊島至楽荘等との体験交流が活発に行われ、保育・教育を専門とする短期大学との連携を図り、現在の保育教育課題の解決に向かっていきます。

2つ目は、豊かな自然を生かす視点です。

自然環境の保全と同時に、自然環境を活用した体験型の観光に取り組み、勝浦朝市・海中公園・ダイビングスポット・温浴施設「e d e n」、千葉県海の博物館・鶴原理想郷・勝浦灯台・八幡岬公園等々の魅力発信。

伝統と歴史のある朝市のにぎやかさを取り戻すための施策により、観光力の向上が図られます。

また、地場産業の活性化において、特産品づくり、後継が厳しい農地や遊休耕作地等の活用を進め、例えば、勝浦市の気候に合うとされるオリーブ等を栽培。また、有害鳥獣が、資源活用の視点で、その活用が盛んになっていく方向を目指していきます。

3点目は、住みよさを実感できる視点です。

暮らしの安全確保、防災面は最も重要です。

津波対策では、集団避難所の開設に加え、多様な避難を実現。例えば、海浜地区は山間地区と提携し、津波被害に遭わない世帯での庭先での一次避難などを提供する助け合いの仕組みがつけられていきます。

移住者と地元住民がコミュニケーションを図り、両者が手を取り合って、勝浦市をよくする姿が見られるようになります。

今後の事業につきましては、コロナ対策とインフラ整備が喫緊の課題。

令和7年度、夷隅地域広域水道が実現し、水道料金は今より安くなる見通しです。近隣と連携

してのごみ焼却施設、松野バイパスの完成等々を目指し、進みます。

さらに大きな課題は、働く場の創出です。

先週末、国会議員の皆さんや共立メンテナンスの役員方と情報交流してまいりましたが、これからは先の見えない時代が到来します。

予測不可能な時代。私たちは、これまでの常識が通用しなくなる新しい社会の入り口に立っていると言われてしています。

I C T（インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー）などのデジタル革新による、社会のありようを変えようとする社会です。

S D G s の17の開発目標の中、4の「質の高い教育をみんなに」という目標に着目している千葉大学名誉教授、千葉敬愛短大の明石要一学長のお話では、人生100年時代で大きな問題になるのは学び方であり、誰でも、いつでも、どこでも学べる時代がそこまで来ているとのこと。

民間の政策研究機関によれば、小学5年生が100歳になる頃、半数近い人が100歳まで生きるそうです。

最後に、このことを念頭に入れ、期待を込めた予想イメージを申し上げます。

社会の様々な取組により、子育てがしやすくなり、生まれてくるお子さんが今よりも増え、公園やグラウンドに元気な声が響く。

I C T教育や体験交流を通して、互いの個性を認め合い、課題解決に積極的に取り組む子どもたち。

仕事に誇りを持ち、田や畑、海や港、店や町で、デジタル情報を生かし、資源の開発に取り組む働き盛りの若者や熟年層の皆さん。

安心して老後を楽しみ、学び直しができて、生きがいを全うできる御高齢の皆さん。

津波などの災害発生時には、情報を共有し、正しい情報のもと、海辺と山間部で助け合い、支え合って困難を乗り越える持続可能なまち、勝浦市！

目の前には多くの課題がありますが、これを、期待を込めた私の未来予想図といたします。

次に、高校生の通学費の補助について、お答えします。

市内在住の高校生への通学費の補助については、鉄道または路線バスを利用して通学している高校生の定期券購入の補助を検討してまいります。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育に関する御質問については、教育長からお答えします。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） それでは、ただいまの佐藤議員の一般質問にお答えします。

初めに、勝浦中学校生徒の通学について、お答えします。

まず、生徒の通学手段別の生徒数についての御質問ですが、勝浦中学校の通学手段別の生徒数は、全校生徒277名中、徒歩121名、路線バス57名、スクールバス31名、J R 26名、自転車9名、保護者送迎等33名となっております。

次に、バス通学の生徒への通学費補助の見直しについての御質問ですが、遠距離通学の補助については、学校統合により通学区域が変更となった生徒の通学に要する交通費を補助しており、補助対象は公共交通機関であるJ R・路線バスを利用している生徒が対象となります。

したがって、平成29年度の統合前の勝浦中学校区の生徒については、自宅と学校からの距離に関わらず、補助の対象とはなりません。

しかしながら、現在の通学路における道路状況や防犯上の観点から、改めて、中学校の通学手段について検討してまいります。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 市長及び教育長から御答弁いただきましたので、それに対して、再質問いたします。

ちょっと順番、逆になります。まずは、高校生の通学費の補助について先に質問いたします。残り24分、時間ありませんので、端的に聞いていきたいと思いますが、今回の高校生の通学費補助については、ポイントが3点、私の中であります。

一つは、高校生保護者の経済的な負担軽減にあります。要は、子育て支援の充実ということになるわけでありますけれども、市長も御承知のとおりかと思いますが、勝浦市の子ども・子育て支援事業計画、これは平成27年に第1期が始まりまして、令和2年から第2期になっていると思いますが、これ1期と2期と私、この委員を務めさせていただいた関係もありますけれども、子育て世代のニーズの一番高いのものとして経済的な支援、2番目が小児医療の充実、これは、もう不動のワンツールの順位で、変わりません。そういったこともあって、今回、1点目として、子育て支援の充実、保護者の経済的な負担軽減ということであります。

この子育て支援の充実の一つなんですけれども、この間も、土曜日、朝市へ行ったときに、たまたま同世代の親御さんたちと会って話したんですけど、「勝浦の子育て支援って、結構充実していますよね」という声は僕、聞いたんですよ。「何で、もっとPRしないんですか」という話を言われたので、これはちょっと前にも議会で言いましたけど、勝浦の子育て支援の充実、これだけ進んでいることをもっとPRして言って、子育てしやすいまち、勝浦ということをもっとしたほうがいいなというのは、ちょっと質問と関係ありませんけど、していただきたいということをまず、お話しします。

今回、質問の2つ目としては、市外転居の防止。いわゆる人口減少対策の一つとして、これしてほしいと。要は、高校進学と同時に家族ごと転居してしまう。お父さんお母さんが、例えば茂原市で、お勤めになっている。子どもも高校が茂原になる。そしたらもう、家族ごと、引っ越しちゃおう。実際に私の周りでも、1組いるんですけど。そういったこともあって、市外転居の防止という部分からの、今回、2番目。

3つ目が、公共交通の利用促進、維持管理ということになります。

多くの高校生はJ Rで通学しているわけでありますけれども、特にJ R外房線ですけど、上総一ノ宮から木更津間が、利用者数の激減によって、2両編成のワンマン運行になりました。

私の子どもも今、茂原の高校へ通っていますけど、帰りは一ノ宮駅でいちいち全部、乗換えなんです。一ノ宮で降りて、それで乗り換えという、どうなのかなと思いますけれども、そういったこともあって、公共交通、路線バス、J R。それから一応、ポイントとしてお話ししておきますけれども、それ以外に私学の高校に通っている高校生もいます。君津、木更津、市原、私が知っている限りで、あと四街道、千葉かな。私立の高校に通っている子もいるんですけど、その子は、例えば鴨川からは私学のスクールバスが出ているんですよ。もう一つは、大原からスク

ールバスに乗っていったりするんですけど、勝浦からは私学のスクールバス、発着ないんですよ。そういったことも今後、ちょっと要望していただければ、助かるなと思います。

ちなみに私たちの知り合いの方で、鴨川に家族ごと住んでいるんですけど、「何で勝浦に帰ってこないの」といったら、「子どもが私立の高校へ通っているんだけど、バスが出てないから」といっていました。

そういうのもありますので、そういったことも踏まえて、公共交通の利用促進、3つ目。

ということで、先ほど市長の答弁からは、補助の検討をしますということでありましたので、予算措置されれば、来年度から実施になるかと思いますが、補助の検討といううまい答弁であります。ちょっとお聞きします。

仮に、これを来年度からやるという形になった場合、どのような方向で進めることができるか。具体的に一つの事例で言いますと、茂原に通っている高校生、勝浦駅から茂原駅ですけれども、半年で約4万5,000円になります。安房校に通っている子がいるんですけど、保護者に聞いたら、大体4万8,000円程度といっていました。

例えば2割補助となると、半年で9,000円になるんですけども、高校生、1年生、2年生、3年生、単純に300人いると仮定すると、上限、いろいろあると思いますが、500万円前後、費用かかってくるかなというふうに、私、率直に計算すると、その程度かかるかなというふうに思うんです。でも、それは、大原高校とか大多喜とか長狭とか一ノ宮とかなら、また変わってくるから、500万円未満かもしれない。その辺はちょっと分かりませんけれども。

例えばですけど、そういった、どのように進めていくかという部分について、参考にすべき、例えば近隣の自治体等で、高校生の通学費の補助を導入している自治体等があれば、お示しいただきたいと思いますし、併せて、時間がないから一緒に聞いちゃいますけど、先ほど市長からは補助の検討ということもありましたけれども、補助するための目的をどのように捉えていくか。私は先ほど、子育て支援の経済的負担軽減、市外転居の防止、それから公共交通の維持管理、利用促進という3つのポイントで質問しましたが、お考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。高橋企画課長。

○企画課長（高橋吉造君） お答えいたします。まず、1点目の近隣等々の高校生への通学補助の件でございます。近隣ということでお答えさせていただければ、お隣の御宿町が、御宿町高校生通学定期券購入費補助金交付事業というものをしております。

その目的としましては、町内から通学する高校生のいる世帯の経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図ることを目的として、通学定期券の購入費に対する補助金の交付を行うということになっております。

対象の高校等につきましては、高等学校、特別支援学校、これは高等部です。高等専門学校、これは1年次から3年次、それから専修学校、高等課程でございます。

補助金額につきましては、町内から通学する高等学校等までの区間の定期券購入金額の30%を補助しております。令和3年度の決算で、御宿町の決算額として、この事業に対する決算額は182万円ほどとなっております。

続きまして、この補助を導入した場合、その目的ということでございますが、主に子育て世帯の負担軽減が挙げられます。

それに議員がおっしゃられているとおり、移住・定住の確保という観点でも、こういう事業が必要かどうかを検討していきたいと思います。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） この質問の最後、ちょっと言います。勝浦市の子どもたちが市外に通う。わざわざ2時間かけて千葉の高校に通うとか、いろいろ通うんですけど、逆に考えれば、勝浦市に魅力のある学校が仮に今後できた場合、ほかから通ってくる可能性があるということをまず指摘します。

来年4月に開校する成美学園が逆にチャンスだと思いますので、ということで指摘させていただいて、企画課長の答弁で承知しましたので、次の質問、中学生のバス通学の補助について質問します。

この質問するに当たりまして、平成28年12月議会で質問したといいました。当時、勝浦中、興津中、北中の統合に向けて準備していました。藤平教育長、教育課長は今、勝浦小の校長を務めております軽込教育課長でした。

当時の3校統合の全てを私、把握しているわけじゃありませんけれども、勝浦中、興津中、北中、全てで統合に向けた説明会が1回、2回とありました。私、全部に出席させていただきましたけれども、ある中学校の説明会では、教育委員会に対する、結構あつたりしました。ある学校では保護者同士で、統合賛成、反対じゃないんだけど、保護者同士で怒号が飛び交うようなところもあったんですよ。

いろいろあって、幾多の困難を乗り越えてという言葉がありますけど、藤平教育長、ぶれなかったですよ、統合するということで。当時のことを知っているのは、ここにいる同僚議員の皆さんもう、説明会に出席された議員もいますけれども、今、教育課の生き字引となって、土馬係長は全て知っているかと思いますけれども、本当に幾多の困難を乗り越えて、統合にこぎ着けたわけです。

このときに、それを踏まえて、統合を控えた28年12月議会で質問しました。要は、私があのとときに申し上げたのは、郁文小、新戸小の生徒は、バスで通学する生徒がいます。当時、勝浦中学校だったから、出さないという話だったんです。今回は、あくまでも北中と興津中。統合にすることによって、北中、興津中の生徒については、スクールバスや路線バス、JRで通うことに対しての補助をしますということだったんだけど、はっきり言いますけど、あのときも言いましたけれども、具体的に言います。

白木のバス停で、登校する生徒がいます。1人は新戸小学校区です。白木のバス停から500メートル離れているところから通う生徒がいます。もう1人、白井久保から通う生徒がいるんだけど、白木のバス停から200メートルで通う生徒がいるんですよ。バス停からの距離は、総野小学校区、要は北中学校区から通う生徒のほうが、バス停からの距離は近いんですよ。でも、その生徒に補助します、旧北中学だから。バス停から遠いはずの生徒には、旧新戸小学校、勝浦区だから出しません。これ距離的に、こっちが近くて出して、こっち遠いのに出さないって、おかしくないですかという話をしたんですよ。

私たちは当時、新創かつうらという会派があって、嶺南中、視察しに行ったんですよ。和田中と丸山中が統合した嶺南中。嶺南中は統合したことによって、旧学区は関係なく、単純に学校から何キロで区切ってやります。何キロまでは徒歩、何キロ以上は自転車、それ以上はバス云々と

やっていたんで、勝浦中も、当時は新生勝浦中学校という言い方したんですよ、教育委員会が。

勝中に編入統合じゃなくて、新しい新生勝浦中学としてスタートさせますということをやったんだから、じゃ、嶺南中のように旧学区は取っ払って、中学校から単純に距離で、通学費について考えたらどうですかということをやったら、藤平教育長が「それについては十分に検討の余地がある」という答弁だったんです。

ただし、それが6年たっても今、全く見直しされている状況がないから、今回、6年経過して、やっぱりやる必要がないんですかという質問なんですね。教育長の答弁は、私は心をくすぐられる答弁だったから、進めてくれるんじゃないかと思うんだけど、実際に、郁文小もそうですけど、生徒数、人数把握できると思いますよ、何人って。それをやってあげたら、いかがですかね。例えば新坂上り下りするんですよ。

もう一つ言うと、串浜新田の子は、行政区は昔の郁文学区なんだけど、当時から勝浦小にバスで通っていたんですよ。今もバスで通っているんだけど、通学費補助が出てないんですよ。こういうところにもやっぱり、私は一律ばらまきの施策というのはいつも、よしとしない考えですけど、例えば串浜新田の次は中谷なんですけど、中谷のバス停の子は、うちの娘そうだけど、新戸小学校区だから、バスの通学、補助出るんです。手前の新田から乗る子は、昔から勝小に通っているから、バス出ないんですよ。でも行政区は、串浜新田、串浜なんです。どういうわけか、その辺はちょっと分かりませんが、そういったところも、もう1回、この際、見直ししていただいて、子育てしやすいまちということを掲げる以上は、見直ししていただきたいというふうに思います。

時間がありません。最後、市長の政治姿勢に行きます。

市長、思いの籠もった未来予想図、語っていただきました。私は一切、否定するつもりもありませんし、それに向けて努力していただきたいと思いますし、SDGsはどうかと思ったけど、それはいいとして。私、以前にも、土屋市長のときにもお話ししました。政治家として、やっぱり大事なことは、一番大事なことは、まず健康であること。その上で、市民の命と。そして命を守り、暮らしと生活を守ることが市長の最優先すべき課題だと思っています。その上で、勝浦市民に対し、勝浦の未来へのビジョンを示して、それに向けて邁進していただくということなんだと思います。

今回、市長は3,074票を獲得して、市長に当選されたわけでありすけれども、私から見て、やっぱり市民の皆様が照川市長に望むこと。望んでいることというのは、何を期待しているのかなという、やはり教育であり、そして文化。市長と私、我々何人かは、3年間同じ会派で過ごさせていただいたことがあります。

北海道の東川町というところを視察しました。写真の町、東川なんだけど、ここは、文化が根づくまで、30年かかった。ただ、根づいた今は、非常に魅力的な町になって、町外からいろんな人が移り住んできているという町でした。そういったことも含めて、市民が市長に望んでいることは、そういうことではないかなということを私は思います。

そして、そのために、教育者である照川市長でありますから、教育というものは何かということ、人を育てるということだと思います。昔のことわざでありますけれども、1年後のことを考えれば、種を植えよ。10年後を考えれば、木を植えよ。100年後のことを考えれば、人を育てよという言葉がありますけれども、そういったことを見据えて、市長に望んでいることは、そういうこと

ではないかなというふうに今、思います。

それで、私やっぱり大事なことでしては、いろいろ政策云々、今回のいろんな5人の候補者が出ましたから、それぞれ公約ありました。全てがすばらしい公約だというふうに思います。思いますけど、私が一番大事なことは、ここに住んでいる勝浦市民のシビックプライドを取り戻すことだと思うんですよ。

シビックプライド、やはり勝浦市に誇りを持つこと。勝浦、もう駄目だといっている市民が、やっぱりいるんですよ。勝浦のこと、嫌いな市民がいるんですよ。やっぱり自分の住んでいる勝浦市に誇りを持たないと、幾ら市長が頑張ったって、駄目なんですよ。

そこを掘り起こしをすれば、掘り起こしができたら、勝浦市、一気に変わりますよ。私はそういうふうに思うし、そのためには、勝浦が楽しいまち、勝浦にしなきゃ駄目なんですよ。楽しいまち、勝浦。勝浦、何か知らないけど、わくわくして楽しいんだよね。移住してきた人たちと会いますが、「勝浦、いい」といいますよ。もともと勝浦に生まれ育った人と比べて、勝浦に対するシビックプライドをすごく持っているというふうに思いますので、その辺の掘り起こしをしていただきたいと思います。

ちょっと時間がないので、質問します。私、尊敬する政治家の一人であります山口吉暉、勝浦市の3代市長、名誉市民である山口吉暉市長がいますけれども、『東奔西走』という本があります。これは『国際武道大学誘致記録』という本なんです。この本を読むと、なぜ山口吉暉市長が名誉市民になったかというのが、分かるんですよ。武道大学を誘致するまでの記録が全て書かれているんですけど、一度、ぜひ市長にこの本を読んでいただきたいと思いますと思うんですが、もし読まれていたら、その感想を聞かせていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 佐藤議員の意を十分に受けて、これから、勝浦市に誇りを持てる子どもたち、そして私たち大人、これにつきましては時間がかかるかもしれませんが、そういう視点で取り組んでまいりたいというふうに思っています。そして、教育、文化、勝浦市から楽しさの発信。文化の香りを発信したい、そういう強い思いを持っております。

山口吉暉氏のこれまでの歩み、これは私の若い時代でしたが、直接、御本人ともお話をする機会もたくさんございました。その中で、出している本については、これから、きちんともう一度、読ませてもらって、市長のポジションでもって、何をそこから受け取って、そして、意を同じにして、これから進めるかどうか。とにかく、その本をまず、読んでまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 今、市長の答弁を聞いていて、まさか市長と私がこういう形でやり取りするとは、夢にも思わなかったというのは正直な話なんですけど、御答弁いただきました。

この本は、編集刊行しているのが、山口市長と大学誘致編集刊行委員会となっていて、委員長が、勝浦市の議長を務められました吉田一興さん、それから副委員長も、議長をお務めになりました末吉徳さん、それから委員に、当時の勝浦市の助役、庄司信行さん、そして武道大学の参与である野村功さん、この4人が出しているんですけど、最後ちょっと2分しかないから、私が市長にお伝えしたいところをちょっと読ませていただきます。山口市長が言った言葉です。

市民との接触、対話は重要なことであり、市民の声に耳を傾けなければならないが、それだ

けでは、市長としての資格はない。柔道は、強い相手と組んでやってこそ上達するが、私は努めて県や中央に出て、あらゆる政治家、官僚、財界人と会い、新しい情報を得て、それを市政運営に生かし、市政に還元するよう心がけている。勝浦にいて、市長室に座っているのは、勝浦は発展しない。学校や保育所、道路等は、どこの市長、町長もやれるし、やっている。ほかの市長、町長にやれないことをやるのが、政治家である私の使命だ。

政治は不可能を可能にし、市民の心を心とし、市民の苦悩を取り除き、もって勝浦市の発展、繁栄を図ることにあるという信念で、東奔西走している。

この本に書かれています。ぜひ、お読みいただきたいと思います。

最後、時間が1分しか残っておりません。もう1点、聞きたいことがあるんですが、時間がありませんので、以上、今、私がお話ししたことについて、市長、もう一度、何かお答えしたいことがあれば、お聞きして終わりたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 市長になってから、本を読んだのは、この連休中、3日間のうち、2冊でした。私は、市長という視点で、これから読まなければいけない本もあるかと思います。ぜひ紹介をしてください。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに。これをもって、佐藤啓史議員の一般質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔5番 戸坂健一君登壇〕

○5番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。会派新政かつうらの戸坂健一です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回の質問テーマは大きく分けて、市長の政治姿勢について、商店街等にぎわい創出事業について、以上2点であります。

まず、市長の政治姿勢について伺います。

質問に先立ちまして、さきの市長選において御当選された照川市長に対し、祝意を表したいと存じます。私も小学校時代の教え子でありますので、いろいろと、また私も頑張っていきたいというふうに思います。

さて、勝浦市政初となる女性市長の誕生となり、市民から寄せられる期待は大変大きいものがあります。人口減少や少子高齢化、産業の空洞化など、深刻な課題を抱える勝浦市にあって、まさに勝浦市のかじ取り役となる照川市長におかれては、市政改革の情熱はもちろん、冷静かつ合理的な判断力と強いリーダーシップを発揮していただきたいと考えております。

そのためには、市の財政状況を把握した上での経営判断・政策判断、何より10年後、20年後を見据えた中長期的な市政運営、そのための実行力と迅速な判断が求められていると考えます。

逼迫する勝浦市の状況を鑑みたときに、まさにこの4年間で勝浦市の未来を左右すると言っても過言ではありません。

議会初日には、照川市長より所信表明もなされました。照川市長の思いが籠もった大変すばらしい所信表明であったと存じます。その思いを実現させるために、どのような具体的政策をお考

えなのか。多くの市民の皆さんも期待をされているところであります。

待ったなしの状況にある勝浦市のかじ取り役、言わば勝浦市株式会社の経営者として、ぜひとも照川市長には今任期中での公約達成、全力投球をお願いしたいと考えております。そこで質問いたします。

なお、前段者より同様の質問がなされておりますが、いま一步、踏み込んでお聞きしていきたいというふうに思います。

まず、市の財政状況などについて伺います。

市長が考える市の目指すべき健全な財政運営の在り方と市財政の現状、また、自主財源の確保について等、市の財政状況を取り巻く課題について、市長のお考えを伺います。

次に、前市長からの政策の継承について伺います。

厳しい財政状況の中で、土屋前市長からどのような政策を引継ぎ、あるいは、どのようにスクラップ・アンド・ビルドを図っていくのか、市長のお考えを伺います。

次に、市長公約について伺います。

市の財政状況を鑑みた上で、市長の各公約をどのように具体化していくか、伺います。

また、市長公約の実現に向けたタイムスケジュールをお示してください。

次のテーマとして、商店街等にぎわい創出事業について伺います。

今議会初日において議員全員説明会が開催され、この事業の進捗状況など、執行部より報告がなされましたが、質問通告後であり、また、市民の関心も高い事業でありますので、議場にて、何点か改めてお伺いいたします。御了承ください。

3月議会新年度予算で可決された商店街等にぎわい創出事業について、予算可決から半年が経過しようとしております。

しかし、いまだ事業開始には至っておりません。市内商店街をはじめ、市民からの期待も非常に大きい事業であり、国からの補助金も活用しての事業でもあるため、一刻も早い執行が望まれます。そこで質問いたします。

まず一つ、事業の目的について伺います。改めて、この事業の目的と目指すべき成果、その手法など、事業の概略についてお伺いいたします。

また、事業の進捗状況について伺います。3月議会において附帯決議がなされた今事業、附帯決議で付された条件の実施状況など、これまでの進捗と、特に検証チームによる検証について、経緯も含め、御報告をお願いいたします。

最後に、事業の実施に向けたスケジュールをお伺いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの戸坂議員の一般質問にお答えします。

初めに、自身の政治姿勢についてお答えします。

まず、市の財政について、自身が考える市の目指すべき健全な財政運営と市財政の現状、自主財源の確保についての質問ですが、財政運営については、総合計画をはじめ、各種計画や方針などをもととした施策・事業が、着実に安定して推進できるよう、堅実な運営を基本とするところ です。

また、社会状況に応じて、必要な予算手当てを図ることができるよう、意を注いでまいりたいと考えます。

市財政の現状については、これまで、コロナ対策をはじめ、喫緊の課題にしっかりと対応してきた中、ふるさと応援寄附金の増収などに支えられ、現時点では、健全化判断比率は健全段階の基準内にあります。

しかしながら、経常収支比率は高い水準にあり、行政サービスの効率化などに、なお、努めていく必要があると考えます。

自主財源については、歳入の根幹をなす市税が、徴収努力も実りつつあって、増加基調にあります。

そのような中において、まさに、今回の新型コロナウイルス感染症の事業や災害時対応などを踏まえ、危機に備え、また、今後の諸課題への対応として、財源確保に努めていくことが、いかに大事であるかを改めて心するところであります。

したがって、一層の自主財源の確保に向けて、市税をはじめ、市の資産や資源も生かした歳入の創出についても、広くアイデアを出し合いながら進めてまいりたいと考えます。

次に、前市長からの政策の継承についての御質問ですが、土屋前市長におかれましては、住みやすさの向上として、水道料金の引下げをはじめ、子育て支援の強化として、給食費の無料化や、医療費の無料化対象を高校生まで拡大したほか、産業振興として、かつうら海中公園滞在型観光施設「eden」、勝浦漁港荷捌き所整備事業、市内3地区で展開する土地改良事業など、幅広く精力的に取り組まれました。

私は、こうした多くの功績を検証し、事業の継続や拡充を図り、市民福祉の向上を図るよう、市政運営を行ってまいりたいと考えています。

次に、自身の公約について、市の財政状況を踏まえ、各項目をどのように具体化していくのかとの御質問ですが、公約については、本市が抱える諸課題に対し、その解決の取組を掲げ、持続可能なまちづくりを目指そうとするものであります。

議員質問の公約の具体化について、その一例を申し上げますと、教育改革に当たっては、教育予算の見直しを掲げ、音楽室、図書室などの特別教室に空調設備を設置することに加え、教育委員会内に指導主事、またはそれに当たる職を配置し、学習環境の充実を図ろうとするものであります。

また、（仮称）こども未来課の創設については、令和6年度実施を目指し、その仕組みづくりについての検討に取り組めます。

こうした公約の具体化については、議員質問のとおり、財政事情を十分踏まえることは大変重要であると認識しており、その実現については、緊急度や優先度に応じた選択と集中の観点に加え、災害復旧や感染症対策といった予期せぬ事象にも柔軟に対応可能な財政の安定化、健全性の保持を念頭に推進してまいりたい考えであります。

次に、自身の公約の実現に向けたタイムスケジュールについての御質問ですが、少子高齢化や若者の市外流出による人口減少が深刻化し、その対策が急務とされる中、新型コロナウイルス感染症の蔓延をはじめ、ロシアによるウクライナ侵攻などを要因とする様々な影響に対し、市民生活の安定化を図るため、行政は迅速で的確な対応を求められています。

このような中、私が掲げた公約については、本市が抱える課題を解決し、持続可能なまちづく

りを推進するよう、お示ししたものであります。

この公約実現については、議会をはじめ、市民の皆様の意見を十分お聴きしながら、予算確保などの庁内調整や関係機関との連携を密に、早期に実現するよう努めてまいります。

次に、商店街等にぎわい創出事業について、お答えします。

まず、事業の目的について、この事業の目的と目指すべき成果、その手法、事業の概略についての御質問ですが、現在、進めております商店街等にぎわい創出事業について、この目的は商店街の活性化、買物客の利便性の向上、及び買物困難な方への支援であります。

目指すべき成果は、商店街としてECモール化という、従来とは違った販売方法による商圈の拡大、及び販売機会の増加、共同配送事業による配達業務の負担軽減及び効率化、買物困難な方を含む買物客としては、アプリの利用、またはカタログによる電話での注文により、共同配送事業での商品の配達による買物の利便性の向上、そのほかとして雇用の創出など、市内経済の活性化が見込まれ、またドローンに関しては公共、そのほかの分野への活用などが考えられます。

その手法を含む事業の概略については、買物客はアプリやカタログにより、自宅等から商品を注文し、購入する商品を各商店で配達するのではなく、共同による配送を行うものであります。

次に、事業の進捗状況について、附帯決議の実施状況、検証チームによる検証など、また、これまでの経緯等の御質問ですが、令和4年3月議会の附帯決議を受け、当該事業を実施するに当たり、関係する各団体から委員を選出し、検証チームである勝浦市ドローン配送デモフライト等検証会議を立ち上げ、審議を行いました。

審議事項は、ドローン配送業務デモフライトの分析検証と、商店街等にぎわい創出事業の方向性の2点を主とし、令和4年6月に3回、会議を開催しました。

また、会議の結果、「商店街を活性化する上で有効な事業であると考えられることから、事業全体を実施すべきである」との提言を受けております。

次に、今後の実施に向けたスケジュールについての御質問ですが、スケジュールにつきましては、本事業を進めるに当たり、時代やニーズに合ったサービスの提供の考え方を検討していくための（仮称）勝浦市商店街活性化推進協議会を設立する予定です。

協議会の目的は、当該事業だけでなく、本市の商店街活性化の総合的かつ一体的な推進に関し、必要な事項を協議の対象とすることも考えています。

本事業の実施に関しては、内容を精査した上での仕様を決定した後、事業者を公募型プロポーザルにより選定の上、事業を進めてまいります。

なお、現時点では、11月中を目途に事業を開始する予定です。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） 質問の途中でありますが、11時20分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） まず、市の財政状況等についての御答弁いただきました。総合計画をもとに着実に、また、安定的に政策を実施していくというお答えであったかと思います。また、自主財

源比率であったり、経常収支比率にも触れながら御答弁をいただきまして、新たな視点、発想で市政に取り組んでいくということでありました。

一方で、今年10月には、来年度の予算編成も始まるかというふうに思いますので、まさに喫緊の課題である中で、1点お伺いしたいんですけれども、勝浦市の経常収支比率について、市長にお伺いいたしますが、90%台後半で、近年は推移しているかと思えますけれども、勝浦市では、これがもう10年以上続いているかというふうに思うんです。ずっと経常収支比率が高止まりで推移していると。加えて、見た目の数値以上に、財政の硬直化が進んでいるというふうに理解しております。

この経常収支比率が悪化することについて、勝浦市の各種政策に与える影響と、数値改善に向けた市長のお考えをお伺いできればなというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 経常収支比率、90%の推移ということで、この点につきましては、この水準がかなり厳しいのではないかという視点で、これから検討して、対応をしてまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ぜひとも検討して、とにかく経常収支比率が上がれば上がるほど、勝浦市が自由に使える財源は、なくなっていくということだというふうに思いますので、御検討いただいた上で、各種政策に反映いただきたいなというふうに思います。

また、自主財源の在り方についてお伺いいたします。ふるさと納税について触れていただいたと思うんですけれども、ふるさと納税の今後についてなんですが、あくまで、これは自治体にとっての臨時収入だというふうに理解をしております。未来永劫続くものかどうかという保証はないという中で、ましてや勝浦市の場合は、一部の返礼品が大人気で、返礼品の供給についても、一部企業の商品に大きく依存している状況だというふうに思っております。

このふるさと納税の活用に関しては、利益と同時に、継続性のリスクというのは常に考えていかなければいけないなというふうに思っております。

この辺について、これまで議会でも何度か議論されたところでありますが、ふるさと納税を財源とする各種政策の在り方について、現在の照川市長のお考え、今後の財政活用方針も含めて、ふるさと納税をどう活用していくかということをお聞きできればなというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 自主財源、このふるさと納税ですが、臨時収入という認識でございます。ここに過度に頼ることなく、バランスをとってまいりたいというふうに考えております。

返礼品について、このような一つに傾向が集中しているというところも存じ上げています。これから、こういうことに対して、どういうふうな形が望ましいのか、課長とともに検討してまいります。

あとは、課長に答えていただきます。

○議長（末吉定夫君） 続いて、軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。ふるさと納税につきましては、令和3年度におきましては、23億円超ということで、市の決算規模の6分の1ぐらいを占めているわけございまして、貴重な財源となっております。

ただし、臨時的な収入に位置づけられますので、決してふるさと納税一本足ということではなくて、広く財源の確保を図ってまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） お答えありがとうございます。

土屋前市長からの事業の承継について、伺いたいと思います。土屋前市長の政策については皆様御存じのとおり、水道料金の値下げとか給食費の無料化等々、様々な施策による住みやすさの実現を目標に、これまで政策を提案してこられたということでもあります。また、かつうら海中公園再生計画事業なども、その一つであります。

先ほど市長からの御答弁の中で、今後もこれら事業の継続や拡充を図り、市政運営を行ってまいりたいとのお答えであったかと思うんですが、一方で、さきの3月議会でも様々議論があったとおり、例えば水道料金の値下げに関しても、給食費無料化に関しても、議会の中で様々御意見があったかというふうに思っております。

こうしたことも踏まえて、単純に事業の継続、拡充はもちろんなんですけれども、再度検討いただいて、例えば継続、拡充であると、もう見直しができないのかなというふうに思ってしまうので、事業のブラッシュアップを図っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） まさしくよろしい言葉かなというふうに思います、ブラッシュアップ。

「継続や拡充を図り」と先ほど申し上げましたが、やはり精査が必要です。ブラッシュアップしてまいりたいと考えます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ブラッシュアップを図っていただけるということなんですけれども、所信表明の中で、特に水道事業統合について、市長のほうからお話があったかと思います。広域化の実現を推進していく。また、夷隅地域水道事業統合協議会で、メンバーとして水道事業体の運営基盤強化を図り、勝浦市だけでは解決できない様々な課題に対して、令和7年度の事業統合に向けて進んでいくというお話をいただいたかと思っております。

この件に関しては、さきの3月議会で、様々議論がなされたところであります。基本的に、水道事業会計というのは独立採算制であるというふうに思っています。現在は、勝浦市のほうから繰入れを行って、赤字の補填をしている状況であるというふうに思いますが、令和7年度の事業統合に当たっても、やはり基本的には経営基盤の安定化、つまり、稼げる水道事業にしていけないといけないというふうに思っております。

こちらについての議論は、照川市長も当時、議員であられましたので、また、賛成討論等もしておられますので、十分御理解をいただいているというふうに思いますが、こちらについては、これまで様々なお考えがあったかと思えます。

しかしながら、その運営基盤の改善、統合に当たって運営基盤の改善をしていくに当たって、勝浦市の企業会計として、収益構造の改善を図らなければならない。また、今後、統合に当たって、佐野浄水場等、大規模な改修も予定されているかというふうに思います。こちらの改修が、統合後の企業がやってくれるかどうかというのは、まだ未定なわけですね。

そうしたことも踏まえて、水道事業の運営、また政策に当たっては、慎重な御検討をいただき

たいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） もちろん、様々なところを検討して、浄水場をどういうふうにするのか。そして、7年度、この統合事業体に行くまで、たくさんの課題がありまして、過日も、その一つについて検討してまいりました。

この水道については、広域の水道が実施されるまで、私はここに集中して、そのバランス感覚を損ねることなく、これから、人の意見をよく聞きながら、決定をしてまいりたいという考えです。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ありがとうございます。この件に関しては、水道審議会等々もありますので、ぜひとも慎重な御判断をいただければなというふうに思います。ありがとうございます。

次に、政策の一つについてお伺いしたいんですが、照川市長の掲げる教育予算の拡充、また、教育改革という理念、これは私も強く賛同いたします。ぜひとも応援したいなというふうに思っております。

これについても、やはり3月議会のほうで、例えばその一つとして、給食費の無料化について、議論がなされたところであります。子育て世代の負担軽減ということで、給食費の無料化が実施されているわけですが、当時、議会で、私も含めた3名の現役の子育て議員全員が、この予算については慎重論を唱えたということも、あったかと思えます。

その趣旨としては、給食費の無料化は非常にありがたいが、そうした予算を使うのであれば、その額を形に残る支援、あるいは将来に向けた投資として使っていただきたいという思いが、3人の共通した意見であったかなというふうに思います。

こうした教育予算の拡充にあっても、単なる予算の広く浅い支援ではなくて、将来に資する事業政策を見極めていただいて、その実現のために、将来への投資として政策を実行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 当時の話を思い起こしました。単なるこの無料化が、将来に与える影響を考えて、そして慎重にやってほしいという、再度の見解だというふうに受け取りました。

何を今、実施して、緊急なものは一体何なのか。それから、その効果、様々なことを考えて、慎重に検討していく所存です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 次に、市長公約の全般について再度伺いたいと思います。

公約については、先ほどの御答弁の中で、財政状況を鑑みて、緊急度や優先度を見極めながら、実施をしていただくということであったかと思えます。

この中で、一つ、どうしても質問させていただきたいんですけれども、市長が選挙時にお話をされていた公約であったり、マスコミ取材に対して、あるいは街頭演説において「箱物づくりは慎重に、人づくりへの投入は大胆に」ということをおっしゃっていたかというふうに思います。

この「箱物づくりは慎重に」という点について、もう少し詳しく、市長のほうでお考えをいただければなというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） いわゆる箱物と言われている、たくさんの費用をかけて、ここに活性化の拠点をつくるとか、様々その効果というものを考えながら、私の公約の中では、箱物づくりをこういうふうにしたいというメッセージは織り込まないという選択をいたしました。

それは、人づくりに対する、または子育て支援に対する、それから、高齢者が困っていることに関する、こういう生活の様々な困難点を解決するに当たっての予算というものは、前向きに考えるというふうな、そういう比較をした場合の表現であります。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 承知いたしました。よく分かりました。この「箱物づくりは慎重に」ということは、非常に私も理解できます。それこそ昨年の12月議会において、海中公園再生計画事業の予算審議に当たっては、各委員から「箱物づくりは慎重に」という意見が多々あったかというふうに思います。

一方で、箱物は慎重にということがあるとはいえ、例えば清掃センターとかクリーンセンターは、設備が大幅に劣化をしておりますし、設備更新を含めた検討も現在なされているところだというふうに思います。

また、観光商工審議会においては、フィッシャーマンズワープの検討もされておりますし、その他、様々な勝浦市有地も設備更新を検討しなければならないところが多々あります。スポーツセンター等もそうだと思います。

そうした中で、市長の公約というのは非常に重いものだと思いますし、それに対して、皆さんが投票をされたということもあると思いますので、この「箱物づくりは慎重に」とはいえ、こちらについても、しっかりとの方針を定めて、何が必要で、何が必要でないのかということを庁内で御検討をいただいた上での政策判断を、この標語ありきではなくて、しっかりと必要なものはつくる、必要ないものはつくらないということで、進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 私の公約の中の3つ目、住みよさが実感できる勝浦、これに当たります。

その面では防災設備、ライフラインの充実強化、そして、災害時における地域相互支援仕組みづくり、これにつきましては、もう既に就任直後、課長とよく話し合い、防災ボランティアのところから入り口を通過し、これから、この議会が終わりましたら、直ちにこれについてやっていくと。

このライフラインが、道であり、水であり、食糧であり、様々、命をつないでいくために電波、電気、こういうところも重要なところでございます。このことは最優先事項というふうに承知しております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 就任後、初めてとなる議会において、ここまで詳細に公約等をお答えいただいたことに、まずは感謝を申し上げます。

市長公約のタイムスケジュール等についても、先ほど御説明をいただきました。理解をいたしました。待ったなしの勝浦市の状況の中で、先延ばしすることなく、常に任期中での完結をめどに、政策を実現していただきたいと思います。強く思います。

市長は公約で「子ども、若者、高齢者、誰もが元気に暮らせるまちづくり」の実現を掲げておられます。まさに理想的な目標であって、ぜひとも実現をしていただきたいと思います。というふうに思いま

す。

しかしながら、高齢者支援が必要なことはもちろん、それを支える現役世代、また、それを支える子どもたちの世代に、公平に満遍なく支援をするというのは、やはり莫大な財産がかかってきます。収入が伸びず、税金は増え続け、物価も上がり続けている状況の中で、働く現役世代、子育て世代が何を望んでいるか、慎重に見極めていただいて、所信表明にもあったとおり、しっかりと、独善的にならず、虚心坦懐に多くの世代の御意見を取り入れていただきたいというふうに思いますので、ぜひともお願いいたします。御答弁は結構です。

続きまして、商店街等にぎわい創出事業について、何点かお伺いをしてまいります。

この事業に関しましては、議会でも様々議論があり、また、同僚議員の皆さんからも、いろいろと御心配、また懸念等をいただいております。

そこについて、いろいろと御検討いただいたということで、まずお伺いしたいのは、検討会のメンバーと、その中で、どのような議論があったのかということのを端的にお伝えいただければというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず検討会、勝浦市ドローン配送等検証会議の構成でございますが、まず、中間的な立場といいますか、地元の実情をよく知っていらっしゃるということで、勝浦市の各地区の区長会連絡協議会の4名の方に参加していただきました。

また、この配送関係につきましても見込みとか、経営の視点からも必要でございますので、指定金融機関の方にも参加していただきました。

また、実際にこのデモフライトをやりました、あるいは生産者のほう、販売者のほうからということ、勝浦市商工会、勝浦中央商店会、興津商店会から各1名、出ていただいたところでございます。

さらに消費者、お買物していただく方の立場からということで、勝浦市民生委員連絡協議会、また勝浦市婦人会、勝浦市老人クラブ連合会といったところから1名ずつ出ていただきまして、総勢11名の方で構成したところでございます。

先ほど消費者のほうといった方につきましては、これ買物困難な方の支援ということもありますので、そういったのを加味して、選ばせていただいたというところでございます。

これ3回、会議したところでございますが、どういったような内容かというところでございます。3回目の会議ところで、まとめといいますか、その会議の中で、一つ意見が出ました。ちょっとまとまった意見でございますので、それについて御紹介させていただきます。

この事業自体につきましては、異論はない。高齢者の買物手段を増やす。また、地元のお客様を商店街に戻すということに対して、有効な事業である。ただ、安全性とか、商店街に人を戻すという手法については、検証が必要であるが、事業を進めたほうが市のためであるというところでございます。また、検証、比較検討、これは重ねていくことは必要であるということでもあります。ドローンの選択肢は排除する必要はないのではないかといったような意見が出たところでございます。

こういった形で、会議といたしましては、事業を進めたほうが良いといったような御意見を頂戴したというところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 残り5分となりましたので、端的に私も質問しますので、端的にお答えいただければなというふうに思います。

この事業に関しては、この費用を投じるだけのメリットがあるのかということで、議論もなされました。また、ドローンばかりが取り沙汰されると思うんですけども、これは、目的はあくまでE Cモールの実現と域内共同配送、勝浦市内での共同配送が目的であるということで、よろしいでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まさにそのとおりでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） この事業が実現することによって、各商店会の商品がリスト化されて、もちろん電話であったり、あるいはアプリを使える方はアプリ等々、新旧の連絡手段を織り交ぜて、注文した商品が低コストかつ迅速に届くということが、目途であるというふうに思います。

また、現在、勝浦市内にも様々な配送事業者というか、買物代行とか、あるいは日用品、生鮮食品を週に1回運んでくれるようなサービスもあります。大変便利で、市民の皆さん、これを使っておられる。恐らく、そこに予算使う必要があるのかという議論もあると思うんですけども、こうしたところは、市内の市民の皆さんのお金が、市外に行ってしまうと思うんですよね。経済が勝浦市内で循環しない。

私もその通販サービスは利用しています。ですが、例えばお肉であったり、野菜であったり、そういったものが届くので、非常に便利であります。やっぱり地元の商店街の品質の高い商品を欲しいと思うときもあります。

こうしたことで、地元商店会の販売の機会の拡大を促して、勝浦市内で数億円なのか、数十億円なのか分かりませんが、年間の買物に関わる市内経済の循環、これが一つの大きな目的だと思いますが、理解はこれでよろしいでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回の例えばE Cモール化につきましても、買物機会の拡大、単にお店に行ってお買い物をいただくだけではなくて、実際、電話での注文もできます。アプリからの注文でもできます。

そういったようなところ、いわば、お買物する際の選択肢も拡大するということから、市内経済、要は勝浦市の商店にお金が落ちるといったようなことになるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 時間がないので、幾つか質問を複合的にしていきたいと思いますが、まず、1点お伺いしたいのは、この事業の実施によって、地元商店会の各商店が背負うリスクがあるのかどうか。例えば荷物の配送を商店でしなきゃいけないのかどうかということについて、お答えいただきたいのと、SDG sの観点ですね。勝浦市としても、先ほど市長からもありましたSDG s、あるいはカーボンニュートラルの実現に当たって、低炭素な配送というこの事業に関しては、それはそれで、市にとってもメリットがあるのではないかと思います。この点についても、お答えをお願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、共同配送でございますが、これにつきましては、各商店でお買い上げいただいた商品を1か所に集めて共同配送するというところでございますので、全くリスクがないということは言い切れないんですけども、今よりもリスクは少なくなる。各商店が自分で配送するよりも、リスクは少なくなるというふうに思っております。

また、配送につきましては、例えばE Vバンを使うとか、あるいはドローン、これは燃料を使うわけではございませんので、排気ガスの排出もないということから、SDGsにも対応していくのではないかとこのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 最後に1点だけ質問いたします。この事業の実施によって、かえって商店街のにぎわいなくなるのではないかとこのように御心配もあったかと思えます。

そこで、質問なんですけども、この商店街のECモール化によって、各商店からの荷物を集めるという機能が必要になるかと思えます。それに関して、そこに生まれる雇用ですね。どのくらいの雇用を想定しているのか。あるいは、将来的に勝浦中央商店会、興津商店街で、どのくらいの雇用を想定しているか、分かれば、お聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。陸送を例に挙げれば、そこでE Vトラックの運転手が必要になります。

また、集積場所につきまして、これドローンデポですが、そこにも人手が必要になりますので、雇用については、生まれるというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） これをもって、戸坂健一議員の一般質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、岩瀬洋男議員の登壇を許します。

〔10番 岩瀬洋男君登壇〕

○10番（岩瀬洋男君） 新政かつうらの岩瀬洋男でございます。通告に従いまして、債権管理条例の制定と私債権の放棄について、質問させていただきます。

平成28年12月議会で、債権管理条例の制定について、一般質問をさせていただきました。その際、庁内の検討委員会を立ち上げて検討いただくとの答弁をいただきましたが、私の質問が、私債権の放棄に関することが主だったためか、条例制定に関しては見送ることになったと連絡をいただきました。あれから6年近く経過いたしました。

地方自治研究機構の資料によりますと、自治体財政の悪化や行財政改革の推進に伴い、債権回収の必要性や、債権管理の適正化の重要性が認識され、一部の自治体では平成10年代頃から、債権の管理や放棄等を定めた条例が制定されるようになり、平成20年代に入り、全国の多くの自治体で制定が進み、今では約3分の1の自治体で、制定に至っているそうであります。最近においても、制定する自治体は多く、令和3年1月28日現在、確認できるものとして、平成31年度と令和元年度は36市町村で、令和2年度は21市町村で制定されているとされています。

改めて、債権について整理をしてみますと、債権とは、市民が納付する金銭債権のことを指し、

市税、国民健康保険税、水道使用料、市営住宅使用料、当市では今年度から無料になりましたが、学校給食費など様々なものがあります。

また、滞納されている金銭債権については公債権と私債権に分類され、公債権の一つが地方税になります。地方税法により規定され、他の公債権とは別に、独立扱いとして整理されているのが一般的であります。地方税は、地方税法の定める手続により処理され、強制徴収を行うことができ、消滅時効は5年であります。

第2が、強制徴収公債権になります。これは、地方税の滞納処分のように強制徴収を行うことができます。例えば、国民健康保険税や介護保険料、保育園保育料等が挙げられます。

第3が、非強制徴収公債権になります。地方税のような強制徴収はできませんが、支払督促や債務名義の取得、強制執行等、法的手続を経て徴収することができるもので、幼稚園の保育料や公立学校の授業料が挙げられます。以上が、公法上の債権、公債権と呼ばれるものであります。

これらとは別に私法上の債権、いわゆる私債権と呼ばれる債権があります。一般的には、学校給食費、水道料金、公営住宅の家賃、公立病院の診察料、奨学資金の貸付等が挙げられます。

改めて申すまでもなく、債権管理条例は、これら債権を適切に管理するために統一したルールを定めることで、市民負担の公平性と健全性を確保することを目的としています。

債権管理条例は、対象とする分野、対象とする債権の範囲、規定する項目等により、様々なタイプに分けることができます。例えば、自治体の行政分野全般を対象にするのか。水道や市営住宅家賃など特定の分野を対象にするのか。また、債権全体型と言われる滞納処分ができる債権を含む債権全体を対象にするのか。非強制徴収債権型と言われる滞納処分ができない債権のみを対象にするのか。私債権型と言われる私債権のみを対象にするのか。債権全体型とした場合、税に係る債権を含めるか否か。また、延滞金等についても規定するのか。私債権型の場合、私債権の定義をどうするのか。例えば私法上の債権とするのか。公債権以外の債権とするのか。時効の援用を要しない債権以外の債権とするのかなど、様々なバリエーションがあり、各自治体では、こうしたことを踏まえつつ、自身にとって適切と思われる条例が制定されております。当市としても、その目的に鑑み、改めて債権管理条例を検討してはいかがかと考えますが、見解を伺います。

次に、私債権の放棄について伺います。

初めに、平成28年12月の私が質問した際の市長答弁を申し上げますと、

水道料金については、平成15年10月10日の最高裁判所の判決により、水道供給契約によって供給された水は、民法第173条第1項に該当し、私法上の契約であり、私債権との決定がなされました。

そこで、総務省は解釈を改め、各自治体に対し、平成16年11月18日付の自治財政局公営企業課長名をもって、公債権から私債権へ改める旨の通知がありました。

私債権と解釈を改めた平成16年度から平成27年度決算までの水道料金の不納欠損処分の累計額は293件、785万756円。

その事由別内訳は、倒産・破産が34件で442万6,960円、行方不明が213件で222万7,022円、生活困窮が21件で90万8,414円、死亡が24件で28万6,659円、その他が1件で1,701円であります。

なお、水道料金の不納欠損処分は会計上の処理でありまして、公債権と違ひまして、自動的に債権が消滅するものではありません。不納欠損処分した債権は、別途台帳により管理することになります。

また、債権を放棄するためには、本来、議会の議決が必要であります。なお、不納欠損処分につきましては、損益計算書において、過年度損益修正損として、利益から控除される結果となります。

と答弁がありました。

市営住宅家賃に関しては、当時の課長から、消滅時効期間 5 年を経過した住宅家賃は、平成11年度から平成22年度までの滞納で、滞納件数は10件、滞納金額は79万9,000円です。このうち、徴収が極めて困難なものとして、平成11年と12年の3件について、滞納金額 3 万7,400円、いずれも市外転出者でしたといった説明でありました。

そこでまず、水道事業会計においては、平成16年度から27年度の不納欠損処分額と事由別内訳は伺っておりますので、その後の平成28年度から令和3年度までの不納欠損処分の件数と金額と、平成16年度から令和3年度までの18年間の不納欠損処分の合計件数、金額と事由別内訳を教えてください。

市営住宅家賃に関しては、平成23年度から令和3年度までの滞納件数、金額と、平成11年度から令和3年度までの合計、それと徴収が極めて困難なものを教えてください。

それから、学校給食費の未納・滞納金額と、国保勝浦診療所診察費の未納・滞納金額と、奨学資金の貸付金返済滞納金額を伺います。

このほかに私債権があれば、同様に件数、金額を教えてください。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 質問の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（末吉定夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの岩瀬議員の一般質問にお答えします。

債権管理条例の制定と私債権の放棄について、お答えします。

まず、市として、債権管理条例の制定を検討してはいかかとの御質問ですが、債権の管理に関しては、地方自治法や関連政令に定められているところであり、これら法令に基づき運用していますが、社会経済情勢の変化などの事情により、議員の言われましたように、債権の管理や放棄等を定めた条例を制定する自治体の動きも見られます。

以前の議会でも、債権管理条例の制定に向けた市の対応について御質問をいただき、以降、他の自治体における条例の制定状況などを参考に、漸進的に検討を行ってまいりました。

債権は市の財産でありますので、その管理目的の一番である回収に向けて、より適正な管理運用を行っていくよう、条例案の提出に向けて、準備を進めさせています。

次に、私債権の放棄についてお答えします。

まず、水道事業会計における平成28年度から令和3年度までの不納欠損処分の件数と金額、平成16年度から令和3年度までの18年間の不納欠損処分の合計件数、金額と事由別内訳についての御質問ですが、平成28年度から令和3年度までの不納欠損処分については、件数が139件で、金額

は472万7,089円であります。

また、平成16年度から令和3年度までの18年間の不納欠損処分については、合計件数が432件で、金額は1,257万7,845円であり、事由別内訳は、倒産・破産が39件で、564万8,809円。行方不明が334件で、564万3,203円。生活困窮が22件で、90万8,414円。死亡が36件で、37万5,718円。その他が1件で、1,701円であります。

次に、市営住宅に関し、平成23年度から令和3年度までの件数、金額と、平成11年度から令和3年度までの合計、それと徴収が極めて困難なものについての御質問ですが、市営住宅家賃における平成23年度から令和3年度までの滞納件数は48件、滞納金額は609万5,600円であり、平成11年度から令和3年度までの滞納件数は58件、滞納金額は687万500円であります。

また、徴収が極めて困難な家賃は、平成11年度から平成12年度のもので、滞納件数は3件、滞納金額は5万2,600円であり、既に市営住宅を退去し、市外への転出者であります。

次に、学校給食費の未納、滞納金額についての御質問ですが、学校給食費の未納及び滞納金額は、滞納件数13件、滞納金額42万40円であります。

次に、国保勝浦診療所の診察費の未納、滞納金額についての御質問ですが、国保勝浦診療所における診察費の未納及び滞納金額は、ありません。

次に、奨学資金の貸付金返済の滞納金額、また、他の私債権に係る件数、金額についての御質問ですが、奨学資金の貸付金返済に係る滞納件数は15件、滞納金額は470万3,000円であります。

また、このほかとして、放課後児童健全育成事業負担金3件で4万2,000円。大楠交流農園貸付料1件で4,900円の滞納案件があります。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 御答弁いただきました最後に、放課後児童健全育成事業負担金と大楠農園の貸付料の件で、2件、追加をしていただきました。ありがとうございました。

それでは、債権管理条例の制定から質問させていただきますけれども、今回は市長から、条例案の提出に向けて準備を進めていますといった内容での御答弁をいただいたというふうに思います。

この条例は、最初の質問でも申し上げましたが、様々なタイプがあるんですけど、今回の検討されている条例の中に、私債権の放棄ということについても、その条例の中に含まれると考えてよろしいのかどうか、まず、確認したいというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。現在、検討中の条例たたき台におきましては、債権の範囲といたしまして、地方自治法に規定されております金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利、すなわち公債権と私債権の両債権を対象としております。

条例の整備に当たり、適正・適切な債権管理という主たる目的に関しましては、債権管理の効率化という視点も必要となってくるかと考えております。

お尋ねの私債権の放棄につきましては、この視点に立って、回収が困難となっている事案に対する一つの対処方策として検討してきております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 公債権と私債権の両方を対象にしているということと併せて、債権放棄を含

んだ形で準備をしているというような内容でございました。ありがとうございました。

もう一つ、気になることというか、確認をしておきたいんですけど、情報の共有ということに関してなんですが、滞納の処分を執行していくためには、例えば住宅家賃にしても、奨学資金にしてもそうなんですが、これらの担当課と、あと税務課を含めた個人情報の相互利用といったことが、必要になってくるのではないかというふうに考えるのですが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。税情報の利用につきましては、少なからず制約があるところがございます、債権に関しましては、債務者本人を通じての、あるいは同意を得た上での情報の取得が原則であると解しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 債務者本人を通じたということで、同意を得た上ということになってくると、むしろ個人での情報取得ということだと思いますので、私の伺った相互利用ということに関しては、なかなか厳しいのかなといったような内容だというふうに理解をさせていただきました。

ほかの自治体のこの債権管理条例を読んでみたりしていると、この辺の扱いが、長く公債権に関しても、私債権に関しても触れられていました関係で、勝浦市としては、どういうふうな形で対応していくのかなといったようなことを思いましたので、確認をさせていただいた次第であります。

市としては、今そういう考え方だということは理解をさせていただきました。分かりました。ありがとうございます。

今回、私の質問は、1回目で申し上げたとおり、この債権管理条例を検討してみてはいかがでしょうかといった内容での質問でしたので、それに対しては、もう既に準備を進めているといった内容で御答弁いただいております。

したがって、この制定することに関しましては、前向きに対応していただいているというふうに理解をしましたので、この件に関しては、これ以上申し上げることはないんですが、債権管理条例を制定することによって、よく言われるところの自主財源の確保とか、受益者負担の公平性につながるといったことがよく言われます。

先ほど課長の答弁、市長の答弁だったか、功利性といった表現も出てきていたと思うんですけど、改めて、この債権管理条例を制定するその目的を、これ財政課長のほうから結構ですから、しっかりと答弁していただければというふうに思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。債権につきましては、公有財産や物品などと同様、地方自治法で財産と位置づけをされております。

したがって、市で保有する債権を対象といたしまして、統一的な管理、処理基準を定め、市民の皆様の負担の公平性、そして公正性、また、市の歳入の確保の観点から、その回収に向けまして、債権管理の一層の適切・適正化を図ることを目的としております。

その上で、債権管理の効率化という視点も含めまして、適切な管理が図れますよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 条例が、いずれできる可能性が出てきたわけでありすけども、その条例ができた暁には、その条例の目的、必要な理由、効果、市民生活への影響といったことをぜひ市民の皆さんに広報ないし、ホームページもそうなんですけど、しっかりと伝えていただきたいというふうに考えますが、これについての御見解をお伺いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。条例を整備していく段階に応じまして、先行自治体、先進自治体の例などを参考に、周知・広報について検討を進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） それでは、債権放棄のほうに移らせていただきます。こちらは数字とかがいろいろ出てきますので、細かくなりますけれども、御了解いただきたいというふうに思います。

まず、水道事業について伺います。先ほど、私の質問にちょっと触れておいたんですけど、水道事業の不納欠損された債権は、財務諸表から除かれて、別途、台帳管理していますよ。損益計算書に計上されていませんといったような前回質問の際の答弁がありました。

それで、不納欠損された債権は、平成28年度から令和3年度までの6年間で、139件、金額で472万7,089円の増加と。それで、平成16年度から令和3年度まで、私債権になってからのこの18年間で、累計金額としては、1,257万7,845円ということでありました。

倒産件数が39件の564万8,809円、行方不明は334件の564万3,203円、その他、生活困窮、死亡、ありましたけれども、これは年々年々、処分されないまんま、増え続けていっている金額ということになっているわけです。

この処分については、法令や条例の特別の定めがある場合を除くほかは、議会の議決事項になっています。今、勝浦は条例がありませんので、議会の議決事項です。現時点ではね。ですから、条例で規定することで、議会の議決が要らなくなることも考えられるわけですね、市長の決裁とがありますから。

そこで、確認なんですけど、不納欠損されたものは、現時点でも水道課のほうで、別途台帳での管理を続けているのかというふうに考えてよいのか。まず、水道課長のほうから御説明をお願いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。不納欠損されたものにつきましては、今も別途、台帳で管理を続けているかという趣旨の御質問でございますけども、様々な理由により回収することが困難となりました債権につきまして、こちら不納欠損という形で処理のほうを行っておるところでございます。

おっしゃるとおり、この不納欠損につきましては、あくまでも経理上の処理でございまして、債権としては残ったままという形になります。

このことから、経理の管理とは別としまして、台帳の管理を現在も続けておるというところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 私、先ほど、債権管理条例をつくったらいかがでしょうかという提案を、そういう質問をしているわけでありすけれども、不納欠損、年々増えているといった中で、こ

の条例がつくられる前に先行して、いわゆる議会の議決によって、債権放棄に関する処理を行うことが、あってもよいのではないかというふうに考えるのですけれども、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。債権放棄に当たりましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、地方自治法第96条第1項第10号による議決事項でございますので、基本として、議会へ債権放棄の議案を提出いたしまして、御審議をいただくことが、一番の原理原則かと考えております。

実際に君津市、また木更津市などで債権放棄の議案を提出している旨、各市のホームページを通じまして、確認しておるところでございます。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 今、木更津市と君津市の例を教えてくださいましたけど、この2市の議決された時期はいつ頃なのか、お分かりでしたら、教えてください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。まず、君津市におきましては平成29年9月と平成31年2月に、また、木更津市におきましては平成31年2月に、提出の議案書の確認ができているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 6年前にこの債権管理条例の件で質問させていただいたときに、やっぱり債権放棄について伺ったんですけど、6年前は、まだその事例はありませんでした。平成29年と31年、木更津も平成31年ということですから、まだ事例がなかったんですね。

そのときの答弁は、総務省から明確な指針が示されていないということ。それから、安易な債権放棄を問われる事案になりかねないといったこと。あるいはまた、前例がないということで、勝浦市としても、この処分に関しましては、非常に慎重な姿勢であったというふうに理解しております。

今回、2市で3つの事例ができたということは、ある意味、これを行うには心強いことなんだろうというふうに思うんですけども、今後、条例をつくっていく過程の中で、この点についても、どうされるか、検討していただきたいなというふうに思っております。これはまた、市のほうでの御検討をお願いしたいというふうに思います。

それから次に、水道以外の私債権について伺います。

市営住宅家賃は、平成11年度から令和3年度まで、滞納件数58件、687万5,000円だったんですけど、徴収が極めて困難な滞納が3件で、5万2,600円ということで、思ったより金額は少なかったかなというふうに思います。

そのほか、学校給食費の滞納金額は42万40円。勝浦診療所は、ないということでした。

それから奨学資金の貸付返済では、今年の6月までで15件、470万3,000円ということで、放課後児童健全育成事業負担金が3件、4万2,000円、大楠交流農園の貸付料が1件4,900円ということで、これで私債権の全てが、金額としては分かったということでもあります。

水道事業の場合は先ほど、援用されないで、ずっとこう、死亡とか行方不明で不納欠損になると、財務諸表から消えてしまって、台帳管理になるということでしたが、今言った公会計のほう

の水道会計以外の私債権の滞納額と時効過ぎた金額ですね。

今年の6月に、公会計の財務諸表の予算が上がっていたと思うんですけど、この財務諸表に、今言った水道事業会計以外の私債権の滞納額、そういったものが財務諸表に計上されているのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。この件につきましては現在、仕分中、作成中の段階でございますけれども、バランスシート、貸借対照表におきまして、まず、決算年度に現年調定分として調定を起こしたうちの収入未済額は、資産の部の流動資産のうち、未収金に、そして決算年度の前年度以前に発生した収入未済額、すなわち市の予算決算で申しますところの滞納繰越分の収入未済額は、資産の部の投資その他の資産のうち、長期延滞債権に分類仕分しております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 確認です。ちょっと今、私も追いつけなかった。現年調定分の未収金は、1年以内だから流動資産に上げる。だから、未収金勘定で上がりますよというのは今、聞いていて、そう思いました。

時効が過ぎたものは、長期延滞債権という勘定科目だったと思いますけど、私は、この勘定科目はあまり聞いたことがなかったんです。ちょっと確認なんですけど、その点で間違いないか、再度、財政課長のほうから教えていただければというふうに思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。時効云々というところもでございますけれども、申したのは滞納繰越分ですね。決算年度の前年度に収入未済で、さらにそれが入らなくて、繰り越す分につきましては、資産の部の投資その他の資産のうち、長期延滞債権という勘定に分類をしております。

また、このうち、回収不能となることが見込まれる額につきましては、徴収不能引当金にマイナス表示で計上する形、要は資産から減ずる形で、区分を進めております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 徴収不能引当金というのは、会社でいうと貸倒引当金みたいな理解ですかね。分かりました。

そうすると、すみません。債権から会計の話になっちゃって、話がずれちゃって申し訳ないですけど、もう1回、確認します。時効前の債権、いわゆる時効前の滞納分も、この勘定科目でいうと、長期延滞債権というところで間違いはないか、ちょっと確認させてください。お願いします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。時効前、時効経過後に関わらず、この点は長期延滞債権に分類をしております。

また、これらの点をはじめ、作成基準にならって詳細を確認しながら、現在、作成を進めておる段階でございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） じゃ、話を戻します。水道料金とか市営住宅家賃以外の私債権ですね。先ほど教えていただいた私債権の中で、いわゆる回収不能と思われる債権というのは存在するのかわ

うか、お伺いいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野申明君） 福祉課で管理しています債権について、お答えします。

放課後児童健全育成事業負担金、いわゆる放課後ルームの利用に係る負担金であります。3件、4万2,000円のうち、2件、2万4,000円は、回収が困難であると考えております。

○議長（末吉定夫君） 次に、森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） 学校教育課で管理している債権について、お答えいたします。

奨学金貸付金返済のうち、回収が極めて困難な債権は20件、89万1,000円となっております。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） 今、福祉課長と学校教育課長、御答弁いただきました。金額2万4,000円、89万1,000円、それぞれありますが、債権放棄ということからいきますと、この2点でも、回収ができないというふうにある程度、見込まれるものがあるということであれば、こういったことも、債権放棄ということからいくと、考えていかなきゃいけないというふうに思うのですけれども、この点についての御見解はいかがでしょうか。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野申明君） お答えします。債権は市の貴重な財産であります。既に徴収不能、もしくは著しく徴収困難であることが明らかな債権については、債権を放棄し、債権管理の対象から除外することが妥当であると考えます。以上です。

○議長（末吉定夫君） 次に、森学校教育課長。

○学校教育課長（森 庸光君） お答えいたします。福祉課長の答弁と同様であります。徴収困難であることが明らかな債権については、債権を放棄し、債権管理の対象から除外することが妥当であると考えます。以上であります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○10番（岩瀬洋男君） その判断が難しいからこそ、それが今までも、できていないということだというふうに思います。

今回の債権管理条例をつくっていく中で、今言われたことも含めて、御検討されるんだろうというふうに思います。

今、私債権も含めて、全体の条例ということになりますと、様々な分野に関連して、様々な事象に対応し、管理の連携が求められて、複雑な要素がたくさんあるというふうに感じます。

よい条例ができることを期待するわけですが、最後に、この提案される時期について、今、どういうスケジュールで考えておられるのかをお伺いして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。軽込財政課長。

○財政課長（軽込一浩君） お答えをいたします。ただいま、条例の提案に向けまして、準備を進めておりますが、今時点の目標といたしましては、年度内に議案の提出ができますよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） これをもって、岩瀬洋男議員の一般質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 次に、久我恵子議員の登壇を許します。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 会派勝寿会、久我恵子でございます。本日4番目の、最後の一般質問をさせていただきます。それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、小規模企業振興に関する条例の策定について。

全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を維持していくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠です。

しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売上げや事業者の減少、経営者の高齢化等の問題を抱えています。

平成26年の通常国会において、小規模企業振興基本法（小規模基本法）と、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模支援法）が成立いたしました。この小規模基本法の第7条に、小規模企業の振興に関して地方公共団体は、地域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。

そこで、以下のとおり質問いたします。

勝浦市として、小規模企業振興基本法第7条に規定する地方公共団体として、具体的にどのような施策を講じているかをお聞かせください。

質問の大きな2点目、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について。

現在、勝浦市においても、基礎疾患のある方、60歳以上の方、重症化リスクの高い方を対象に、新型コロナウイルス感染症の4回目のワクチン接種が進んでいます。ワクチンの接種は、3回目までと同様にファイザーまたはモデルナです。

しかしながら、政府は、変異を続ける新型コロナウイルス感染症オミクロン株に対応するワクチンの接種を9月からに決定いたしました。

今後のワクチン接種の進め方について、以下のとおり質問いたします。

1、オミクロン株に対応するワクチン接種は、いつ頃からを見込んでいるのか。

2、オミクロン株に対応するワクチンの接種対象者、以上です。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（末吉定夫君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの久我議員の一般質問にお答えします。

初めに、小規模企業振興に関する条例の制定について、勝浦市として、具体的にどのような施策を講じているかとの御質問ですが、本市における中小企業者及び小規模企業者に対する支援としては、事業者支援として、中小企業資金融資事業、中小企業資金融資利子補給事業、プレミアム付商品券事業、中小企業等経営継続支援金などの事業を実施しております。

また、勝浦市商工会主導の事業ではありますが、中小企業者及び小規模企業者のための経営発達支援計画策定事業、事業継続力強化支援計画策定事業の支援も実施しております。

次に、新型コロナウイルス感染症4回目のワクチン接種について、お答えいたします。

まず、オミクロン株に対応するワクチン接種は、いつ頃からを見込んでいるのかとの質問です。

が、オミクロン株に対応したワクチンについては、国の接種前倒しの方針が示されたことに伴い、速やかにワクチン供給システムへの登録を行い、約2,300回分のワクチンについて、9月19日の週に供給されることとなりました。

このワクチン接種については、速やかに実施するとの国の方針もあることから、まずは、従来型のワクチンでの集団接種を予定している今月26日から30日までの5日間、約2,000人の方に対して、オミクロン株に対応したワクチンへと変更し、実施してまいりたいと考えています。

また、それ以降の接種スケジュールについては、11月から実施できるよう、関係各所との調整を急ぎ進めております。

次に、オミクロン株に対応するワクチンの接種対象者についての御質問ですが、国が示す接種対象者は、新型コロナウイルスワクチンの1・2回目の接種を終了した12歳以上の全市民であります。

本市においては、現在までのところ、12歳から59歳の方で約6,300人、60歳以上の方で約8,000人、合計で約1万4,300人ほどと見込んでいます。

以上で、久我議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 御答弁ありがとうございました。ただいま市長の答弁で、勝浦市として中小企業資金融資事業、中小企業資金融資利子補給事業、プレミアム付商品券事業等が、支援策としてされているということがよく分かりました。

そして、先ほど答弁の中に、経営発達支援計画に基づく施策が商工会主導で行われているとありました。国は、小規模基本法が制定された後、伴走型補助金の創設等、様々な施策を実施しております。国が認定する経営発達支援計画の内容と地方自治法の施策を合致させていくことは、国と地方自治体との相互の連携・協力が図られるとともに、小規模事業者支援の着実な遂行にも寄与すると考えております。

小規模事業振興に関する自治体の基本方針、施策の基本方向、自治体の責務を明らかにするためにも、根拠となる条例の制定が必要ではないかと考えております。市として、条例に対する考えをお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。小規模企業振興に関する条例の制定についてでございますが、この条例につきましては、勝浦市における中小企業、あるいは小規模企業の振興に対する基本理念をはじめとしまして、市、商工会等、中小企業者等の役割、また、市民の理解とか協力、こういったことを規定する条例でございます。

したがいまして、本市の中小企業振興の根幹をなす条例であるというふうに認識しておりますので、この制定につきましては、他市町村の情報収集、また状況を踏まえまして、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 今の課長の答弁ですと、制定に向けた前向きと捉えてよろしいのかなというふうに考えて、よろしいですね。であるならば、条例制定後には、小規模事業者に対する補助金の制定等の実施をぜひともお願いしたいと思っております。

現在、小規模事業者は、人口減少、経営者の高齢化、地域経済の低迷に加え、新型コロナ感染

症の影響や急激な物価高により、大変厳しい状態にあります。

小規模事業者がこの地域で経営を持続的にやっていくことが、地域経済を循環させ、安定した雇用を生み出すことになると思います。

既に、県内の40ある商工会の中で、9つの自治体で、小規模企業振興に関する条例が制定されております。勝浦市においても、一日も早く制定し、国と連携した施策の安定をお願いしたいと思っております。

小規模企業に関する条例のほうは、こちらで終わりにさせていただいて、続きまして、新型コロナウイルスのワクチンについて、質問させていただきます。

国のオミクロン型ワクチン接種の前倒し方針により、勝浦市においては、9月26日から30日までの5日間、約2,000人に対して、オミクロン型のワクチンが接種されるとの御答弁でありました。

従来のワクチンからオミクロン型ワクチンへの変更について、この2,000人の対象者にどのように通知がされたのか、お聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。従来型のワクチンから、オミクロン株に対応したワクチンへの変更をする約2,000人の方への周知につきましては、まず、9月号の広報で、供給があり次第、変更いたしますというようなことで、お知らせをしており、また先週に、対象者全員に対しまして、変更する旨の通知を差し上げたところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 広報で周知されたということと、先週、全員に対して、お知らせを出していただいたと。私も実はこの2,000人の中に入っているんですが、まだ来ていないので、不安になったんで、ちょっとお聞きしたという次第でございます。今週中に来るとは思っております。

それで、60歳以上の方や基礎疾患のある方で、既に従来型のワクチンで4回目を打った方、接種を完了された方も、オミクロン型を接種したいと思う方はいらっしゃると思うんですね。こういう方たちへのオミクロン型のワクチンの接種に対しては、どのようになるのかをお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。60歳以上の方や基礎疾患のある方など、4回目の接種につきましては、8月から実施しておりまして、既に約6,000人以上の方が接種を完了しております。

この方々は、国の示す接種期間が到来した後に、改めてオミクロン株に対応いたしましたワクチンの接種をすることができます。今のところ、まだその期間というのが、国から示されてはおりませんが、仮に5か月間ということ想定いたしまして、1月以降に順次実施できるように現在、調整をしているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。60歳以上の方や基礎疾患のある方の4回目の接種は8月から実施され、約6,000人の方が既に接種を終了していると。で、オミクロン型のワクチンを打ちたい方は、来年1月以降に実施を調整しているということよろしいですね。

先ほど市長の答弁で、12歳から59歳までの方で4回目の接種の対象者は約7,000人とありました

が、その方たちのオミクロン型のワクチンの接種スケジュールについては、いつ頃からになるのかをお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。12歳から59歳までの方につきましては、11月からキュステにおいての集団接種が開始できますよう、医師会や関係各所と調整を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。11月から従来どおり、キュステでの集団予防接種が開始できるように現在、医師会や関係各所と調整をしているということで、これは速やかに行っていたきたいと思っております。

ここまで、12歳以上の方の接種について確認をさせていただきました。このたび厚生労働省は、5歳から11歳の子ども新型コロナウイルスワクチン接種について、接種を受けるよう努めなくてはならないとする努力義務の適用を9月6日から開始いたしました。

努力義務は、接種を受けるよう努めなければならないとする予防接種法の規定です。風疹等の定期接種のワクチンの多くに適用されておりますが、接種を受けるかどうかは、あくまで本人や保護者が選択できることになっております。法的な強制力や罰則はなく、厚生労働省は、自治体に周知を徹底するように求めています。

この周知の徹底をどのようにするのかをお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。議員おっしゃいますとおり、努力義務の適用が5歳から11歳の方についても、なされたところでございますが、これにつきましては、これまで同様に適切な情報を提供することに努めまして、場合によっては、かかりつけ医に御相談していただくなど、御本人、保護者の判断に委ねたいと考えております。

また同時に、接種を希望する方に対しましては、安心して接種いただける体制を整えてまいります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 情報を小まめに出していただいて、混乱のないようにやっていただきたいと思います。そして、やっぱり心配があるかと思います。お子さんの接種でございますから。かかりつけ医に相談するなど、接種を希望される方は、安心して接種を受けられるように、集団接種ではなくて、かかりつけ医での個別接種を希望される方もいると考えられます。

接種当初から、医療機関での個別接種もされておりますが、塩田病院のほかに接種できる医療機関は何か所あるのかをお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。当初から、塩田病院において御協力いただいていることに加えまして、4回目の接種からは、かかりつけの患者様を中心に、3つの医療機関で、少しずつではありますが、受入れをしていただいているところでございます。

子どもの1・2回目の接種につきましては、塩田病院のほか、郡内の受入れ可能な医療機関を御紹介しておりまして、今後も、接種回数や年齢などに応じて、様々なケースが生じまして、集団では対応し切れないことも想定されますため、医療機関と協議の上、御協力いただけるよう努

めてまいります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 様々なケースがあると思いますので、各医療機関と御協力いただき、接種を希望する方の様々なケースに対応して、安心して接種を受けていただきたいと思います。と考えております。

この後、通年型のインフルエンザの予防接種も予定されていると思いますが、新型コロナウイルスの予防接種と季節型インフルエンザの予防接種は、間隔を空けずに接種できると報道があります。

これについて、厚生労働省から、どのように市のほうに連絡が来ているのか、こちらについてお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。おっしゃるとおり、インフルエンザ予防接種につきましては、コロナワクチンとの接種間隔の規定が撤廃されまして、同時接種が可能とされております。

一方、インフルエンザワクチン以外のワクチンとは、引き続き13日以上の間隔が必要とのことでございます。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 同時接種ができるということなんで、間隔を空けずに受けられるということは、非常に助かるかなと。

ただ、ほかのワクチンとは、やっぱり間隔を空けなければいけない。確実に、皆様にこの辺の情報が行くようにお願いをしたいと思います。

そして、令和2年の12月議会で、12歳までの子どものインフルエンザ予防接種に半額の補助金を出していただくようお願いをして、今、出させていただいております。

今年はロシアのウクライナ侵攻等により、物価が高騰しておりまして、電気代、ガソリン代、食料品、全てのものが値上がっております。そして、これは市民生活に大きな影響を及ぼしております。

このインフルエンザの予防接種、12歳までの子どもたちには2回の接種があるということで、半額の補助をお願いいたしましたが、13歳から15歳、中学生に対しても、受験の子もおります。ここに、ぜひとも半額の補助していただけないか。こちらのほうを拡充していただけないかを、これは市長にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。インフルエンザの予防接種ですが、令和5年度の当初予算で措置していこうというふうに思っておりましたが、今、本当に物価高、これが子育て世帯に大きな影響を与えているという現状を考えた場合、やはり、13歳未満というところを15歳までの拡充ということで、今回、この世帯への補助を考えてまいるのが的確かなというふうに思います。

また、インフルエンザが流行する前に、安心の一助となるように、これはぜひ検討してまいる所存です。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 大変前向きな御答弁をありがとうございます。照川市長は市長選の公約のときにも、子育て世帯あるいは子育てに対する支援を前面にしておりましたので、ここはやってい

ただけると信じております。ぜひ、よろしくお願いいたしますと思っております。

子育て世帯にとって、1人当たり4,000円の接種費用というのは大きな負担となっております。特に受験生をお持ちの家庭の不安の軽減となり、安心して受検いただけるような状況をつくっていただきたいと思います。

それで、新型コロナウイルスの第7波も、ようやく落ち着きを見せてきております。しかし、まだまだ油断はできません。この7波では、勝浦市でも大勢の方が新型コロナウイルスにかかりました。陽性者は10日間、濃厚接触者は5日間の自宅待機が求められました。

国は9月7日、保健所の対応について、重症化リスクのある方への支援を重点化するため、療養期間中の外出について、症状軽減から24時間経過後、または無症状の場合には、公共交通機関を使わないことや、外出時に必ずマスクをすることなど、自主的な感染予防を徹底することを前提に、食料品の買い出しなどの必要最小限の外出をできるといたしました。

これにより、市の支援物資配付事業に何か変化があるのか。こちらについて、お聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。勝浦市の支援物資配付事業につきましては、県の配付事業がすぐに受けられない陽性者の方や濃厚接触者などを中心に、これまで200世帯以上に配付をしてまいりました。自宅療養に安心して専念していただく役目は、果たせてきたのではないかと考えております。

同時に今現在、県や保健所からは、感染者の情報リスト等を提供されているわけではございませんので、市役所とこうした方が直接、コミュニケーションをとれる機会でもあるというふうに考えております。

でありますので、県の事業の動向などもございますが、運用の見直しなどは、このタイミングではなくて、もう少し感染が落ち着いた段階で考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 市の支援物資の配付事業、実はうちの主人がコロナにかかりまして、私は濃厚接触者だったんですが、5日間、うちから出ることができず、市のほうから、この支援物資をいただきました。

県のほうからの支援物資は、市のほうからいただいた3日後でした。やはり市のほうの物資が早かったこと。内容が非常に充実していたことに心から感謝をいたしております。

なので、支援物資の配付事業につきましては、今後も必要に応じて継続をお願いしたいと思います。

支援物資の内容について、自宅療養期間の短縮によって、例えば食料品を少し減らして、医療用の抗原検査キットを入れてはどうかと考えております。

実は、私も濃厚接触者で、3日目、4日目陰性であれば、もっと早く出られるはずだったんですが、なかなか医療用の抗原検査キットが手に入らなくて、難儀をしたことがありますので、この辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。

確かに働く方とか、出勤時に抗原検査を求められたりする場面もございますので、御提案のようなことはまた今後、庁内で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ庁内で検討していただいて、無症状や濃厚接触者の方が、症状がなくて、陰性であったならば、一日も早く社会に出られるようにしていただきたいと思っております。

それで、医療用の検査キットなんですけど、一番コロナの感染が広がっている8月、市内の薬局で入手することができませんでした。インターネットで探しますと、研究用のキットは幾らでも売っているんですが、医療用というものが、ほとんど手に入らなかったんです。

市では、この医療用の抗原検査キットの無料配付、あるいは安定供給について、どのようなお考えをお持ちなのかをお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。医療用の抗原検査キットの配付につきましては、確かに感染拡大の兆候がございました7月頃に一度、購入できないかといった検討をいたしましたところなんですけど、そのときに、市にも十分な在庫がなかったことや、新たな必要量の確保が見込めなかったこともありまして、一旦断念したところでございます。

したがって、そのときは、手に入れたい方に対しましては、県の無料配付の御案内や、市内薬局で販売していただけるような御協力を依頼してまいりました。

今後の考えでございますが、市の無料配付につきましては、納品時期や使用期限等もございますので、感染の状況を見ながら判断してまいりたいと思うことと、まずは市内薬局におきまして、医療用検査キットが購入したいときに、購入したい方が購入できるような体制を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（末吉定夫君） ほかに質問ありませんか。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。欲しいときに手に入らない、マスクもそうでした。欲しいときに全く手に入らない。この医療用の検査キットに関しましても、今、7波が落ち着いてきております。8波がないことを願っておりますが、もしかして、また冬に向かって、8波があった場合には、また、そのときに手に入れようと思っても、なかなか手に入れることが難しいかと思います。

もしかしたら無駄になってしまうかもしれません。期限切れになるかもしれませんけれど、ここはやはり市のほうで手に入れておいていただいて、必要なときに無料配付、あるいは市民の皆さんにお配りできるような体制を整えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、これまで医師会や関係各所の多大なる御協力によって、4回の集団接種が行われております。接種も4回目となり、接種会場、何回か見学させていただきましたが、作業の効率が非常に上がっておりまして、大変スムーズに接種が進んでおります。

これはひとえに、1回目の接種から全面協力をしてくださった医師会の先生方とスタッフの方々のお力にほかなりません。集団接種のために御自身の病院を休診してまで協力してくださっている各医療機関に、前回、各医療機関に支援金をお出ししました。今回もそのようなお考えがあるのかを、これもまた市長にお聞きしたいと思います。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。医師会には大変お世話になり、その感謝をお伝えしながら、タイミングを見まして、時期についてはこれから検討するんですが、きちんと医師会に気持ちが通じる形で行動いたします。以上です。

○議長（末吉定夫君） これをもって、久我恵子議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
明日9月21日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時02分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問